

水道メーター修理仕様書

1 型式及び個数

13 mm接線流羽根車乾式直読水道メーター（鉛レス・舶来ネジ・ロング）	4,500 個
20 mm接線流羽根車乾式直読水道メーター（鉛レス・舶来ネジ）	120 個
25 mm接線流羽根車乾式直読水道メーター（鉛レス・舶来ネジ）	27 個

2 形状・構造部品

承認申請図のとおりとする。なお、承認申請図は変更の有無にかかわらず、契約締結後速やかに提出し、承認を受けなければならない。

3 表示

メーター目盛板には、次の事項を明瞭に、かつ、消滅しないよう表示すること。

- （1）計量単位（ $\text{m}^3 \cdot \text{L}$ ）
- （2）定格最大流量（ Q_3 ）
- （3）計量範囲 R 値（ Q_3/Q_1 ）
- （4）製造業者の名称又は登録商標
- （5）型式承認番号と製造年
- （6）流れの方向
- （7）取付姿勢

4 メーターには、計量法及び関連法規に定められたもの以外に、次の事項を、明瞭に、かつ、消滅しないよう表示すること。

事 項	表 示 位 置	指定事項
メーター番号	上ケースの上面及び上蓋の表面	元メーター番号
鋳造年及び材料記号	下ケースの底部又は側面部	—
メーカー名称	上蓋表面及び下ケース側面部	—
口 径	上蓋表面及び下ケース側面部	—

5 その他規格は、次のとおりとする。

（1）水道メーター計量特性・表示桁・寸法等

口径	ネジの形状	全長 (mm)	計量範囲 $R=Q_3/Q_1$	定格最大流量 $Q_3(\text{m}^3/\text{h})$	最大表示量 (m^3)
13 mm	舶来ネジ	165	100	2.5	9,999. 9
20 mm	舶来ネジ	190	100	4.0	9,999. 9
25 mm	舶来ネジ	210	100	6.3	9,999. 9

小文字は小数点以下を示す。

（2）外面塗装

舶来ネジ

修理 1 回目 日本水道メーター工業会色番号 JWMM00-A01（白）

修理 2 回目 日本水道メーター工業会色番号 JWMM00-A02（緑）

口径 (mm)	ネジ種類	塗装	修理 1 回目	修理 2 回目
13 mm	舶来ネジ	蓋のみ	2,250 個（白）	2,250 個（緑）

20 mm	舶来ネジ	蓋のみ	40 個（白）	80 個（緑）
25 mm	舶来ネジ	蓋のみ	9 個（白）	18 個（緑）

6 修理内容は、次のとおりとする。

- (1) 改造修理は、ケースのみを再使用し、上蓋及び内部機構を全て取り替えること。
- (2) ケースには、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に定める鉛浸出基準を検定期間内保持するよう表面処理等を施すこと。また、処理済みを表示するシールを上蓋に貼り付けすること。ただし、鉛レスメーターについてはこの限りでない。
- (3) 上蓋は取替し、上ケースと同番のメーター番号を打印すること。上蓋には溝の深さ幅ともに1mm程度の分かりやすい数字で番号を打印すること。また、上ケース上面のメーター番号が不明確である場合は、その同一メーター番号を明確に打印すること。
- (4) 上・下ケースは、外面の錆等の付着物を完全に除去して塗装すること。ただし、鉛レスメーターについては塗装を行わない。
- (5) 鉛レスメーターについては、ビスマス、エコブラスが混在しているため、電食等のおそれがある場合は、上蓋とケースの材質を合わせること。

7 納入物品は、納入期日より1か月以内に計量法による検定を合格したものとする。

なお、開始指針は、「1」未満とすること。

8 納入物品を納入後、当該メーターに欠陥が生じたときで、その原因が供給者にあることが明らかな場合は、供給者が責任をもって取替し、本企業団に損害を生じさせたときはこれを弁償すること。

9 納入物品には、異物等が入らぬよう十分な処置を講ずること。

10 納入物品は、運搬中に外観及び機能を損なわないよう十分な処置を講ずること。

11 納入する水道メーター1個につきメーターパッキンを2枚、日本水道協会検査品を納入すること。

12 納入物品は、本企業団指定のプラスチック箱に修理回数別若番順に収納し、箱の側面に箱番号とメーター番号を明記したカードを取り付けて納品すること。なお、一箱当たりの収納個数は、次のとおりとする。

口径(mm)	13 ロング	20	25
収納個数	15	10	9

13 物品納入の際、メーター番号表2部、納品書及び試験成績表又は検定合格証明書等の書類を提出すること。

14 納入方法

納入場所 高松市勅使町 398 - 17 香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター（勅使町分室）

納入期限 令和7年7月31日（木）

15 この仕様書に関する疑義は、全て本企業団の解釈とする。